

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年8月18日(月) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

農業委員

1番 今井 清弘 出席 欠席

2番 福本 卓雄 出席 欠席

3番 重森 陽 出席 欠席

4番 永田 洋一 出席 欠席

5番 田熊 享子 出席 欠席

農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席 欠席

7番 山城 啓一 出席 欠席

8番 野坂 雅司 出席 欠席

9番 塩田 博史 出席 欠席

10番 山本 泰弘 出席 欠席

11番 時廣 浩二 出席 欠席

12番 木下 嗣生 出席 欠席

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席 欠席

書記 松本 尚樹 出席 欠席

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号 農用地利用集積計画等促進計画の策定に係る意見聴取について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 永 田 洋 一

署名委員 重 政 陽

議長 ただ今から、令和7年第8回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に永田委員と重森委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について』を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3をご覧ください。申請地は、役場より西約1.1kmに位置する農用地です。位置は3条-1で示しています。取得目的については、経営規模拡大。利用計画については、普通野菜です。譲渡人による管理が困難となったため、譲受人が有効利用するものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地は譲受人の営農エリア近くのため、別に問題ありません。

南委員 私も問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5をご覧ください。同一ページに4条及び5条の申請地もありますが、これらにつきましては、後程の議案第2号及び3号でご説明します。

申請地は、役場より南南東約1.2kmに位置する第二種農地です。位置は3条-2で示しています。取得目的については、農地維持。利用計画については、自家消費用の水稻です。譲受人は申請地隣に自己用住宅を建築予定で、以前より申請地を既に耕作している親族と一緒に継続して営農するものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 申請地は、既に譲受人の親族により耕作されていますが、これからも耕作されるとのことで問題ないと思います。

重森委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 そのままページ番号5と6を一緒にご覧ください。位置は4条-1で示しています。転用目的については、進入路・倉庫・車庫です。申請地につい

ては既に無断転用状態であるため、今後農地法を遵守する旨を記載した始末書の提出がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 申請地は既に、構造物がありますが、始末書が出ておるとのことで問題ないかと思えます。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7と8を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東2kmに位置する農用地です。位置は4条-2で示しています。転用目的については、農業用施設用地です。申請地については、申請者耕作予定の農地に隣接しており、国営圃場整備事業の計画上で非農用地設定されている農業用施設用を目的とした農地転用が原則認められる土地です。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 ここは、換地される土地で、今は畑として整備されている状態になっていました。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号5と6にお戻りください。位置は5条-1で示しています。転用目的については、所有権移転で自己用住宅の建築です。申請地は譲受人の実家の隣であることから申請地を選定しています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

時廣委員 先ほどありましたように、ここは今現在は田んぼになっておりますが、住宅になるということで問題ないと思います。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

今井委員 譲受人がここに移転されるんですか？他県から。

事務局 おっしゃる通り、Uターンで返ってこられるということで聞いております。

今井委員 では、こちらに移転されて、稲穂、畑やらを作られるということですね。

事務局 そうですね。おっしゃる通りです。

今井委員 わかりました。県外住所が書いてあるから家がすごく遠い、どうなんだろうかなと思って。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了し

ます。次に、議案第3号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号2番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号9と10を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南2.7kmに位置する第二種農地です。位置は5条-2で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。

また、申請地西側の一部が既に砂利が敷かれています。以前に墓地として利用していたとのことで、今後農地法を遵守する旨を記載した始末書の提出がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

時廣委員 今、木が植わっているような状態で、畑のような形になっておりますけど、太陽光ということでは特に問題ないかと思えます。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号3番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号11と12を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西2.1kmに位置する第二種農地です。位置は5条-3で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 場所は、〇〇なんですけれども、申請地の上側、町道と、上側と下側なんですけど、もう竹とか葛に覆われておりまして、もう農地としては戻りがたいような状況であって、きれいに管理されるということですのでいいことではないかと思えます。

田熊委員 問題ないと思えます。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号13と14を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西1.4kmに位置する第二種農地です。位置は5条-4で示しています。申請地は、13ページ上の5条-5で示された土地も含めて先月の総会にて承認されましたが、後日、許可書発行前に申請者都合による申請取下申出がありました。そのため、今回、申請地の一部範囲を変更し申請がありました。

なお、転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置で、先月から変更はありません。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことも確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 先月申請がありました土地で、〇〇さんのほうから駐車場として使いたいといいますか、従来から使っていたみたいで、そのための分筆をするという申請が出されたので別に問題はないと思います。

南委員 私もそのように理解しております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号4番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号4番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号5番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号13と1ページ飛んで15に記載しています。位置は5条-5で示しています。

転用目的については、所有権移転で駐車場です。申請によると、以前から駐車場として利用していたため、今後農地法を遵守する旨を記載した始末書の提出がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 先ほど説明しました通りです。

南委員 私もそうです。今説明のあったとおりです。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号5番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号5番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号6番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号17と18を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南南西1.1kmに位置する第三種農地です。位置は5条-6で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 以前は田んぼとは名ばかりという原野の状態でしたけど、この間から草刈り等されて、かなりきれいになっておりました。以上です。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号6番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号6番は原案のとおり決定致しました。

次に報告事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 「報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について」 ページ番号19と20に記載しております。

この度は「2段階方式」はなく、「一括方式」の1件を記載しております。事前に事務局で要件事項を確認の上、『意見なし』として処理しておりますので報告させていただきます。以上です。

議長 本案件については、報告事項です。各自ご高覧賜りますようお願いいたします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和7年第8回田布施町農業委員会総会を閉会します。

